



2026年6月12日

各 位

会社名 石光商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒川 正臣
(コード番号：2750 東証スタンダード)
問合せ先 経営戦略室長 須川 憲司
(TEL：078-861-7791)

当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社子会社であるアライドコーヒーロースターズ株式会社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対し譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、本件につきましては、本年6月24日開催予定のアライドコーヒーロースターズ株式会社の株主総会において、正式に決定される予定です。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社子会社の対象取締役に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主のみならず、一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度において当社子会社の対象取締役は、当社子会社より支給される金銭報酬債権の全部を当社に現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けません。

本制度に基づき当社子会社から対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、当社子会社の株主総会で承認された報酬上限の範囲内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社子会社の取締役会にて決定いたします。

本制度により当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年14,000株以内（ただし、本取締役会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを

含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に
応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。)とし、その1株当たりの払
込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株
式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎と
して当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当
社の取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行または処分に
当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の当社子会社の対象取締役と
の間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への
譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社
が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結される
ことを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分を
することができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座
で管理される予定です。

以 上